

省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額について

省エネ改修工事を行った以下の要件を満たす住宅については、申告により当該住宅に係る固定資産税額を減額します。(地方税法附則第15条の9第9項及び10項の規定に基づくものです。)

1 住宅の要件

- (1)平成26年4月1日以前から存在する住宅。
- (2)居住部分の床面積の割合が当該住宅全体の2分の1以上あること。ただし貸家部分は除く。

2 省エネ改修工事の内容等

(1)期間

平成20年4月1日から令和6年3月31日までの間に省エネ改修工事が完了していること。

(2) 次の工事のうち、①又は①と合わせて行う②～④の工事を行うこと。

①窓の断熱改修工事(必須となります。)

②天井の断熱改修工事

③壁の断熱改修工事

④床等の断熱改修工事

注) ①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することが必要になります。

(3)住宅の床面積

改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること(※)

※平成28年3月31日までに改修された住宅については、この要件を満たす必要はありません。

(4)工事の費用

工事に要した費用の自己負担額が補助金等を除き1戸あたり60万円を超えていること。

(断熱改修に係る工事費が60万円超、又は断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽光利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超)

自己負担額の算定にあたっては、国又は地方公共団体からの**補助金等を控除する必要**があります。(※)

※平成28年3月31日までに改修された住宅については、補助金等を控除する必要はありません。

また、平成25年3月31日までに省エネ改修工事の契約が締結された場合には自己負担額30万円以上が要件となり、契約締結日確認のため、契約書の写しを提出していただきます。

3 固定資産税の減額内容

当該住宅の床面積 120 m²を限度として、当該住宅の固定資産税額の 3 分の 1(省エネ改修工事をした家屋が、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、固定資産税額の 3 分の 2)に相当する額を減額します。

4 減額期間

工事が完了した日の属する年の**翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額**

5 必要書類

- (1) 省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書
- (2) 増改築等工事証明書
- (3) 領収書の写し
- (4) 建物平面図の写し (工事施工箇所を明記したもの)
- (5) 補助金等の内容を確認できる書類(国又は地方公共団体からの補助金等がある場合)
- (6) 長期優良住宅の認定通知書のコピー (※認定長期優良住宅に該当する場合のみ)

6 その他注意事項

- (1) 省エネ改修工事が完了した日から **3ヶ月以内に申告**をしてください。
※ただし、3ヶ月を過ぎて申告する場合は、3ヶ月以内に申告書を提出することができなかった理由を記入してください。
- (2) **バリアフリー改修の減額との同時適用は可能**ですが、既に省エネ改修の減額を受けた場合や耐震改修、新築住宅軽減の減額との同時適用はできません。
- (3) **都市計画税の減額はありません。**
- (4) **所得税についても軽減がある場合がありますので、詳しくは税務署までお問い合わせください。**

■問合せ先 〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番1号
藤枝市役所 課税課 家屋・償却資産係
TEL 054-643-3279 (直通)